

令和5年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年3月30日（水）午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第1会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第 9号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第10号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第 5号 登録の移替えをした者について（選挙時）
 - 報告第 6号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 7号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 報告第 8号 専決処分した事項について（選挙人名簿の修正）
 - 議案第11号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）
 - 議案第12号 投票立会人の選任について（県議選）
 - 議案第13号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第14号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）
 - 議案第15号 期日前投票立会人の選任について（県議選）
 - 議案第16号 委員長の専決処分事項の指定について（県議選）
 - 議案第17号 開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第18号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（県議選）
 - 議案第19号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）
 - 協議第 2号 三種町選挙管理委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程の廃止について
 - 協議第 3号 三種町選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について

午前9時00分

石井書記長 それでは令和5年第2回三種町選挙管理委員会を開会いたします

す。(定年退職にあたり委員の方々へ挨拶)

それでは開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願いします。

嶋田委員長 おはようございます。

石井書記長の定年退職にあたり、これまでお疲れ様でした。これからは山本支所で勤務されるということで、今後も引き続きよろしくお願いします。大分天候が良くなりまして、田んぼや畑の準備も忙しい時期になりました。選抜高校野球では能代松陽もかなり頑張っていたが、残念でした。明日から県議選の本番が始まるという事で、選挙が終わるまでは気を抜けない日が続きますが、よろしくお願いします。

本日は、県議選一般選挙関係の議案のほか、例規関係の案件もございますので、よろしくお願いします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、加賀谷委員と飯塚委員にお願いいたします。

それでは、案件の議案第9号「選挙人名簿に登録することについて(選挙時)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第9号ですが、県議会議員一般選挙の選挙時登録における選挙人名簿への新規登録について、お諮りするものでございます。

今回の登録の対象は、前回の3月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者です。1と2に記載の人数が登録となります。

具体的には、1の新有権者登録は、平成17年3月3日から平成17年4月10日までに生まれた方が対象で、人数は、男6人、女5人、計11人です。

2の転入登録は、令和4年12月2日から令和4年12月30日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男7人、女4人、計11人です。

よって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男13人、女9人、合計22人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございまし

たら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)
(「特にありません。」の声有り。)

- 嶋田委員長 何も無いようですので、議案第9号は原案どおり決定します。
- 嶋田委員長 次に、議案第10号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。
- 田村書記 はい。議案第10号は、選挙時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。
- 抹消の対象は、3月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方です。1と2に記載の人数が抹消となります。
- 具体的には、1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和5年3月1日から令和5年3月29日までの方が対象で、人数は、男14人、女13人、計27人です。
- 2の転出抹消者は、令和4年11月1日から令和4年11月29日までに町から転出した方が対象で、人数は、男7人、女7人、計14人です。
- よって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男21人、女20人、合計41人となります。
- 対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。
- 説明は以上です。
- 嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)
(「特にありません。」の声有り。)

- 嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第10号を原案どおり決定することといたします。
- (「はい。」の声有り。)
- 続きまして、報告第5号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第5号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

3月定時登録で2月28日までの町内転居に係る移替えを報告しております。また、3月7日からは移替えの延期を行っておりますので、今回の報告の対象は、3月1日から3月6日までに町内転居された方です。人数は、男2人、女1人、計3人です。

対象者については、別冊名簿の5頁に掲載しております。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第5号は以上といたします。

続きまして、報告第6号と報告第7号は、関連性がございましたので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第6号は有権者の50分の1の数を、報告第7号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案4頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の3月定時登録では13,562人登録されておりましたので、これに先ほど決定いただいた新規登録22人を加え、抹消41人を引いた13,543人が、今回の選挙時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、5頁に記載のとおり271となり、3で除した数は、6頁に記載のとおり4,515となります。

報告は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第6号、第7号について、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第6号、第7号については、以上といたします。

続きまして、報告第8号「専決処分した事項の報告について(選

挙人名簿の修正)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第 8 号は、選挙人名簿の修正についてご報告するものです。

選挙人名簿の二重登録の調査で、転出先の選挙管理委員会に照会し、回答をいただきましたが、その際、選挙人の姓が変わっていることを確認しました。そこで、議案 7 頁に記載のとおり修正を行っております。

報告は以上です。

嶋田委員長 ご質問等ございますか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第 8 号は以上とします。

続きまして、県議選関係議案に入ります。議案第 11 号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」と、議案第 12 号「投票立会人の選任について（県議選）」、関連があるので一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第 11 号は、4 月 9 日執行の県議選の当日投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第 12 号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者 9 頁、職務代理者は 10 頁、投票立会人は 12 頁から 13 頁までに記載の者に選任したいと考えております。

(前回の選挙からの変更等について説明)

説明は以上です。

嶋田委員長 原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第 11 号及び第 12 号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 13 号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（県議選）」、説明をお願いします。

田村書記 こちらは、今回の県議選の氏名掲示の順序を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

立候補届出が 31 日の午後 5 時までですので、時間は午後 5 時 30 分から、場所は選管事務室で、くじを実施したいと考えてお

ります。

説明は以上です。

嶋田委員長 これでもよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第13号、原案のとおり決定とします。

続きまして、議案第14号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（県議選）」、議案第15号「期日前投票立会人の選任について（県議選）」、関連があるので一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第14号は、4月9日執行の県議選の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第15号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は16頁、期日前投票立会人は18頁から19頁までに記載の者に選任したいと考えております。

(前回の選挙からの変更等について説明)

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第14号と第15号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第16号「委員長の専決処分事項の指定について（県議選）」です。説明をお願いします。

田村書記 議案第16号は、県議選執行において、委員長の専決事件を指定することについてお諮りするものでございます。

専決事件として指定したい事項は、「令和5年4月9日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更」、です。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任を変更する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。投票管理者等の変更を行う際に、選挙管理委員会を開催する余裕が無いため、委員長専決事項として処理したいということです。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第１７号「開票の日時及び場所を定めることについて（県議選）」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第１７号は、今回の県議選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。

開票日は、即日開票ということで４月９日で、午後７時までに全ての投票所が閉鎖となりますので、開票の開始時刻については午後８時からとしたいと考えております。また、場所については従前のおり三種町八竜体育館としたいと考えております。

説明は以上です。

嶋田委員長 ４月９日午後８時から、八竜体育館で開票開始ということです。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは原案どおり決定いたします。

次に、議案第１８号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（県議選）」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第１８号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮りするものです。

公職選挙法第６３条第２項の規定により、開票立会人は１０人までとされています。また、同条第４項の規定により、同一政党から２人までとされており、これらの人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前３日までとされており、今回の場合は４月６日の午後５時までとなりますので、くじの日時は同日の午後５時３０分に、場所は選挙管理委員会事務室で実施したいと考えております。

説明は以上です。

嶋田委員長 届出期限である４月６日の午後５時３０分からということで事務局から説明がありましたが、この内容でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長

それでは、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第19号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」をお諮りします。

議案第19号のうち「開票管理者の選任」については、私に係る議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員

はい。

嶋田委員長

それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声有り。)

嶋田委員長

ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員

それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第19号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席をお願いします。

(嶋田委員長退席)

田村委員

事務局から説明をお願いします。

田村書記

議案第19号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。

開票管理者については、従前の例ですと委員長にお願いしておりますので、今回の選挙についても、嶋田委員長に選任したいと考えておりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

田村委員

議案第19号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問・ご異議等ございませんか。

(「ありません」の声有り。)

田村委員

ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。

議案第19号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。

(嶋田委員長着席)

嶋田委員長

田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第19号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席をお願いします。

(田村委員退席)

嶋田委員長 事務局から説明をお願いします。

田村書記 開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通りとしたいと考えております。

嶋田委員長 委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するということで、皆様よろしいでしょうか。
(「はい」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第19号は以上のとおり決定いたします。
(田村委員着席)

嶋田委員長 県議選関係は終了で、続いて協議案件となります。規程の改廃に関する案件です。協議第2号「三種町選挙管理委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程の廃止について」と協議第3号「三種町選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について」、関連があるので一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 協議第2号及び第3号は、個人情報保護法の改正に伴う規程の整理についてお諮りするものです。
前提として、個人情報保護法の改正について簡単にご説明します。令和3年5月、デジタル社会形成整備法が公布され、デジタル化推進を目的に多数の法律の改正が行われましたが、その中で、個人情報保護法についても大改正が行われております。国・民間・地方公共団体、それぞれにおける個人情報の保護基準を統一し、個人情報の一体的な保護と効果的な利活用を推進することが、改正の主な目的となっています。
これにより具体的に何が変わるかということは割愛させていただきますが、制度全体としては、地方公共団体にも個人情報保護法が直接適用されることになるという部分が、非常に大きい変化であると言えます。これまで、地方公共団体はそれぞれが定める条例、当町であれば三種町個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度を運用してきましたが、改正後の個人情報保護法が適用となる令和5年4月からは、個人情報保護法に基づいて運用していくこととなります。これに対応するため、令和5年3月定例議会において、同法の施行に必要な事項を定める条例として、三種町個人情報保護法施行条例が成立し、併せて三種町個人情報保護

条例の廃止が決定しております。本委員会においても、これらの条例の改廃に合わせた規程の整理が必要となっています。

協議第2号は、三種町選挙管理委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規程の廃止について、お諮りするものです。三種町個人情報保護条例が廃止となる以上、同条例の施行に関する事項を定める本規程は不要となりますので、廃止します。廃止する告示の案は、25頁に掲載のとおりです。

協議第3号は、個人情報保護法施行条例の施行に関し、必要な事項を定める規程を制定することについてお諮りするものです。

名称は、三種町選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程とし、内容は、町長部局で制定した三種町個人情報保護法施行細則を準用したいと考えております。規程の案は、27頁に掲載のとおりです。

協議第2号及び第3号については以上です。

嶋田委員長 よろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは決定いたします。事務局は、原案の内容で手続を進めてください。

本日の案件は以上です。委員の皆様から何も無ければ、その他として事務局からお願いします。

田村書記 はい。今後の日程についてご説明いたします。

(以下、資料に基づき説明)

嶋田委員長 本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時56分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____